

。防衛省告示第二十二号

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を定める件を廃止する告示を次のように定め、平成二十三年二月一日から施行する。

平成二十三年二月一日

防衛大臣 北澤 俊美

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を定める件を廃止する告示

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を定める件（平成二十二年防衛省告示第百九十九号）は、廃止する。